

沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

〔平成19年8月23日〕
条例第22号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第6条・第7条）
- 第3章 個人情報の利用及び提供等（第8条—第11条）
- 第4章 個人情報の開示請求等の権利
 - 第1節 個人情報の開示請求（第12条—第20条）
 - 第2節 個人情報の訂正請求（第21条—第24条）
 - 第3節 個人情報の利用停止請求（第25条—第28条）
 - 第4節 費用負担（第29条）
- 第5章 救済手続（第30条—第32条）
- 第6章 雑則（第33条—第36条）
- 第7章 罰則（第37条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護と公正で信頼される広域連合行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- （1）個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- （2）実施機関 広域連合長、選挙管理委員、監査委員及び議会をいう。
- （3）事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- （4）本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- （5）公文書 沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第23号。以下「公開条例」という。）第2条に規定する公文書をいう。
- （6）電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 専ら文章を作成するための処理
 - イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
 - ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
 - エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

- 第4条** 事業者は、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る住民の基本的な権利の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策について協力しなければならない。

(住民の責務)

- 第5条** 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出及び閲覧)

- 第6条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ（緊急かつやむを得ない場合にあっては、当該個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに）、次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) その他実施機関が定める事項

- 2 広域連合長は、前項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を広域連合長に届け出なければならない。

(収集の制限)

- 第7条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が所掌事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共的団体（以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第3章 個人情報の利用及び提供等

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 実施機関が、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

2 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第9条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うときは、実施機関以外のものと通信回線等により電子計算機の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報保護管理者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故を未然に防止すること。

2 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第4章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 個人情報の開示請求

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
 - (3) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (4) その他実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明する書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(実施機関の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報に次条各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除いて、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。

(開示しないことができる個人情報)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているとき。
- (2) 開示請求をした者以外の個人に関する情報が含まれている個人情報であって、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 事業者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 広域連合の機関内部若しくは機関相互又は広域連合の機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、住民の間に誤解若しくは混乱を招き、又は特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれがあることが明らかなもの。
- (6) この広域連合の機関又は国等の事務または事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの。
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ。
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、この広域連合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ。
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

- 第17条** 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求のあった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求者に対して、当該開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、当該開示決定等の内容を書面により速やかに通知しなければならない。この場合において、当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(第16条の規定により在否を明らかにしない旨及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項の期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該延長する期間及び理由を書面により速やかに通知しなければならない。
- 4 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

- 第18条** 開示請求に係る個人情報にこの広域連合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第31条及び第32条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするにあたって、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施方法)

- 第19条** 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。
- 2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録された公文書を直接閲覧することにより、当該個人情報が記録された公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該個人情報が記録された公文書の写しを閲覧に供することができる。
- 4 第13条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(他の制度との調整)

- 第20条** 実施機関は、法令等(公開条例を除く。)の規定により、何人にも開示請求に係る個人情報が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期

間が定められている場合にあつては、当該期間に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、法令等に一定の場合には開示しない旨の定めがある場合は、この限りではない。

第2節 個人情報の訂正請求

(訂正請求)

第21条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録された自己を本人とする個人情報(次に掲げるものに限る。)に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等により特別の手續が定められているときは、その限りでない。

- (1) 開示請求に基づき、開示を受けたもの
- (2) 開示決定に係る個人情報であつて、前条の規定に基づき法令等の規定により開示を受けたもの

2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第22条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 訂正請求の内容
- (5) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正請求の内容が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(実施機関の訂正義務)

第23条 実施機関は、訂正請求があつたときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報を訂正しなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、第22条第3項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求者に対し、当該決定の内容を書面により速やかに通知しなければならない。この場合において、当該訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正する旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報について適正と認める方法により訂正した上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、当該延長する期間及び理由を書面により速やかに通知しなければならない。

5 実施機関は、訂正決定等に特に長時間を要すると認めるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、残りの個人情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書

面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

第3節 個人情報の利用停止請求

(利用停止請求)

第25条 何人も、公文書に記録された自己を本人とする個人情報（次に掲げるものに限る。）について、次項各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りではない。

- (1) 開示請求に基づき、開示を受けたもの
- (2) 開示決定に係る個人情報であつて、第20条第1項の規定に基づき法令等の規定により開示を受けたもの
- (3) 第17条第2項の規定により全部又は一部を開示しない旨の決定（第16条の規定により在否を明らかにしない旨及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を受けたものを除く。）

2 前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる個人情報の取扱い及びその措置は、次のとおりとする。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の消去
- (2) 第8条の規定に違反して利用又は提供されているとき 当該個人情報の利用又は提供の停止
- (3) 第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

3 第12条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求の手續)

第26条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
- (3) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 利用停止請求の理由
- (5) その他実施機関が定める事項

2 第13条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第27条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(利用停止請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対して、当該利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第26条第2項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求者に対し、当該決定の内容を書面により速やかに通知しなければならない。この場合において、当該利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部を利用停止しない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければ

ならない。

- 3 実施機関は、利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに利用停止請求に係る個人情報について適正と認める方法により利用停止した上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、当該延長する期間及び理由を書面により速やかに通知しなければならない。
- 5 実施機関は、利用停止決定等に特に長時間を要すると認めるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、残りの個人情報については相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 費用負担

(費用負担)

第29条 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る手数料は、無料とする。

- 2 第19条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第5章 救済手続

(不服申立てがあった場合の手続)

第30条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、公開条例第18条第1項に規定する沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第32条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第31条 諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加者
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加者である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加者である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第32条 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合に

ついて準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。

第6章 雑則

(苦情の処理)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関し苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(他の制度との調整)

第34条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報

(運用状況の公表)

第35条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関に係るこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第7章 罰則

第37条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されている公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構築したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第38条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(公文書に記録されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された公文書を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 第11条第1項の事務を受託する法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第37条又は第38条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第41条 偽りその他不正の手段により開示決定に基づく公文書に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。